

令和4年3月定例会

教育民生委員会会議録

3月15日(火)

防 府 市 議 会

令和4年第2回 教育民生委員会会議録

○日 時 令和4年3月15日（火） 午後10時00分

○場 所 議会棟3階 全員協議会室

○付議事件

- (1) 議案第23号 令和4年度防府市国民健康保険事業特別会計予算
議案第24号 令和4年度防府市と場事業特別会計予算
議案第26号 令和4年度防府市交通共済事業特別会計予算
議案第27号 令和4年度防府市介護保険事業特別会計予算
議案第28号 令和4年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第32号 防府市障害の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び
利用の促進に関する条例の制定について
議案第40号 防府市国民健康保険条例中改正について
-

○出席委員（9名）

教育民生委員長	牛 見	航
教育民生副委員長	村 木	正 弘
教育民生委員	上 田	和 夫
〃	河 杉	憲 二
〃	久 保	潤 爾
〃	田 中	健 次
〃	藤 村	こずえ
〃	吉 村	祐太郎
〃	和 田	敏 明

○欠席委員（なし）

○委員外議員（8名）

青 木	明 夫
石 田	卓 成
河 村	孝
清 水	力 志

高 砂 朋 子
田 中 敏 靖
森 重 豊
山 田 耕 治

○説明のため出席した者（9名）

生活環境部長	入 江 裕 司
生活環境部次長	金 澤 哲
生活安全課長	原 田 一 幸
保険年金課長	柳 仁 志
健康福祉部長	藤 井 隆
健康福祉部次長	永 松 勉
高齢福祉課長	吉 武 圭 典
高齢福祉課主幹	野 島 由美子
障害福祉課長	岡 田 由紀恵

○出席書記

中 井 敏 貴

午後10時00分 開会

○牛見委員長 ただいまより教育民生委員会を開催いたします。

執行部については、篠原健康増進課主幹、阿武学校教育課主幹、藤井学校教育課主幹が欠席する旨の届出に接しておりますので、御報告申し上げます。

それでは、さきの本会議におきまして当委員会に付託となりました案件について審査を行います。

委員の皆様におかれましては、今回は予算審議ですので、新年度予算に関わることを端的にまとめて質問いただき、円滑に会議が進められるよう御協力をお願いいたします。

議案第23号 令和4年度防府市国民健康保険事業特別会計予算

議案第24号 令和4年度防府市と場事業特別会計予算

議案第26号 令和4年度防府市交通災害共済事業特別会計予算

議案第28号 令和4年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算

○牛見委員長 初めに、議案第23号、議案第24号、議案第26号及び議案第28号の4議

案を一括議題といたします。

まず、議案第23号令和4年度防府市国民健康保険事業特別会計予算について、執行部の補足説明を求めます。

○金澤生活環境部次長 それでは、令和4年度防府市国民健康保険事業特別会計予算について、その主なものを予算参考資料により御説明申し上げます。

予算参考資料の419ページからでございます。

国民健康保険事業につきましては、被保険者数の減少に伴い、保険料収入が減じる中、1人当たりの療養給付費等は増加しておりますが、前年度繰越金等により賄えることから、今年度の保険料率は据え置くこととしております。

424ページをお願いいたします。

療養諸費でございます。疾病や負傷により医療機関で受けた診療や調剤に係る医療費及び補装具や、はり・きゅう等の施術代等の医療費のうち、被保険者の一部負担金を除く費用を支出するものでございます。

続きまして、425ページをお願いいたします。

上段の高額療養費でございます。1か月に医療機関等に支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合に、限度額超過分を高額療養費として支給いたします。また、年間の医療費及び介護サービス費の一部負担金の合計額が自己負担限度額を超えた場合に、限度額超過分を高額介護合算療養費として支給するものでございます。

続きまして、428ページをお願いいたします。

医療給付費納付金でございます。各市町の医療費水準等を考慮し県が決定した事業費納付金を納めるものでございます。

430ページをお願いいたします。

特定健康診査等事業費でございます。生活習慣病の早期発見・早期治療を図るため、40歳以上75歳未満の被保険者を対象に、特定健康診査を実施いたします。本年度は受診率向上のため、集団検診の実施回数を増やすとともに、新たな取組として、電話による勧奨を開始するなど、受診者の増加に努めます。

続きまして、431ページをお願いいたします。

保健事業費でございます。人間ドックの利用助成や糖尿病性腎症の重症化予防に取り組むとともに、はり・きゅう施術利用の助成等を行います。

なお、令和3年度の間人間ドックの利用者が増加したことにより、事業費を対前年度比で約1,800万円増額しております。

続きまして、434ページをお願いいたします。

予備費でございます。保険給付費の増加や保険料収入不足が生じた場合には、これまで予備費で対応することとしておりましたが、平成30年度に国保の運営が都道府県化され3年経過したことなども踏まえ、予備費については必要最小限の額としております。

歳出については以上でございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

申し訳ありません。予算書のほうを御準備ください。534、535ページをお願いいたします。

上段の1目国民健康保険基金繰入金につきましては、国民健康保険事業特別会計全体の収支を勘案し、財源不足に対応するため新たに2億500万円を計上いたしております。

次に、その下の段の1目その他繰越金でございます。令和3年度の歳計余剰金として1,000万円を計上しております。

説明については以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○牛見委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。ございませんか。

○田中委員 何点か質問をいたします。

最初に、予算参考資料の427ページ、傷病手当金ですけれども、これ提案の際に説明がありませんでしたけれども、昨年度の当初予算では、この傷病手当金という費目そのものがなかったわけですけれども、これについて、ちょっと改めて傷病手当金について説明をいただければと思うんですが。

○柳保険年金課長 傷病手当金について御説明申し上げます。

傷病手当金、令和3年度につきましては申請がないのではないかということで、傷病手当金のほうを計上しておりませんでした。令和3年度の中で申請がございましたので、令和4年度について傷病手当金をこのたび新規で計上しております。

傷病手当金の支給については、感染拡大の防止の観点から、国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のために労務に服することができなかつた場合、申請により傷病手当を支給するとされております。

以上です。

○田中委員 令和3年度申請があったということですが、その実績で大体こんなふうに出しているんですか、今、10万円ということで。令和3年度の実績をちょっと教えていただきたいんですが。

○柳保険年金課長 令和3年度の実績としては、今、申請件数としては9件。これは月ごとの申請になって9件になっておりますけど、被保険者当たりになると5名という形になります。

金額としては15万9,102円となっております。

以上です。

○田中委員 これは決算で聞くような話ですが、だから、これは予備費か何かで対応したということですか。予算がなかったわけですから。

○柳保険年金課長 はい、予備費の流用でちょっと対応させていただいております。

○田中委員 この傷病手当金の制度そのものは、令和2年度の途中から出とったと思うんですが、私、たしか令和2年の5月の臨時会か何かで、この傷病手当金のことを申し上げたんですけども、これは県支出金になっているということは、県がそこまでする必要はなかろうというような、そんな指導か何かがあったわけでしょうか。

○柳保険年金課長 すみません、ちょっとそこまで存じておりません。申し訳ございません。

○田中委員 分かりました。これ、いわゆる社会保険であれば、働けないときにこの傷病手当金という形でお金が出るけれども、国保の場合には自営業だとかそういう人たちが中心ですから、自営業の人がコロナにかかって働けなくなったと。働いては周りに感染だとかいうことがあるわけで、そのときの収入を補助するという意味でこの制度があるわけで、これはある意味では、今はコロナに限定した傷病手当金だけれども、やっぱりそういう事例はほかの病気でも、例えばけがで働けなくなる方もあるわけです。自営業の方が。

これはだから、やはりある意味ではこういうものを行政として制度化すべきではないかということ、ちょっと意見として申し上げておきます。

次の質問、よろしいでしょうか。

430ページですが、特定健康診査等事業費ということで、受診率を向上させるために、集団健診の実施回数を増やす。それから電話勧奨による受診者の増加に努めるという形で、拡充のところで説明がされております。

それで、集団健診の実施回数を増やすというのはどれぐらい、今までこれぐらいだったのをこういうふうを増やすとか、電話勧奨による受診者の増加ということですが、電話勧奨というのをどの程度するのか、ちょっとその辺の具体的な数字を教えてください。

○柳保険年金課長 御質問にお答えします。

まず、集団健診の実施につきましては、公民館で今やっております。公民館は今年につきましては、3公民館でやっております、来年は新たに小野公民館ということで1つ増という形になります。

それと、特定健診のほうは、身障センターのほうでも集団健診をやっております。こちらのほうも、年間2回、3年度はやっておりましたけど、来年度はもう1回増やして、それも6月にやると。6月というのは、特定健診の受診券を発送した時期でございます。こちらのほうで

やったら受診者数が伸びるというお話がございましたので、1回増やしておくという形にしております。

それと、電話勧奨につきましては、市役所のほうにいろんな申請がされる中で、電話番号のほうをうちのほうで把握してるものがございますので、そちらの未受診者の方に電話にて勧奨するというので、今計画しております。

以上でございます。

○田中委員 言われてみれば、ああ、そういうことがあったなと思うのは、電話番号をみんな市のほうが把握しているわけじゃないですよ。これはどういう形で把握しているわけですか。これは言ってみれば個人情報保護の関係で、そういう電話番号を使っていいわけですか。

○柳保険年金課長 保険年金課に対していろんな申請等がありますので、そちらのほうをちょっと活用させていただこうかと思っております。

○田中委員 件数はどれぐらい把握しておるんですか。

○柳保険年金課長 ちょっとまだ詳しいことは分かりませんが、大体概算で、全体で5,000件ぐらいあるのではないかと見込んでおります。

○田中委員 分かりました。それで、受診率向上ということですが、防府市の受診率は残念ながらそんなに高くなかったですよね。ちょっとその辺の現状について、どういうふうになっているのか。それから、目標をどれぐらいのところに置いているのか、そのあたりについてお願いします。

○柳保険年金課長 特定健診につきましては、今、令和2年度におきましては30.7%となっております。これが県内で、どんな感じかと言われましたら、令和2年度でいいますと5番目になっております。

目標としては、今、データヘルス計画というものがございまして、そちらのほうで、令和3年度におきましては35%を目標となっておりまして、それ以後、令和5年度まで2.5%ずつ上げるといような目標にしております。

以上です。

○田中委員 令和3年度が35%で、令和5年度まで2.5%ずつということは、令和5年度には40%という、そういうことですね。分かりました。ぜひ受診率を上げるということはいいことだと思いますので。

それで、確認のためにちょっとお聞きしますが、これは後からちょっと聞きますが、人間ドックの受診者もひっくるめた、この特定健診の中に、人間ドックのほうは特定健診よりももっと細かな検査をするわけですから、それもひっくるめたパーセントでいいですか。

○柳保険年金課長 受診率の中には人間ドックの方も入っております。

以上です。

○田中委員 次の431ページにその人間ドック利用助成事業ということで、先ほどちょっと説明がありましたけども、ちょっとメモを丁寧によく取りませんでしたので確認でお聞きしますが、人間ドックについて予算を増やされたというお話でしたけど、ちょっともう一度、幾らから幾らに増やされたのか教えてください。

○柳保険年金課長 人間ドックにつきましては、1,800万円増にしております。

○牛見委員長 暫時休憩します。

午前10時18分 休憩

午前10時19分 再開

○牛見委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

○柳保険年金課長 質問にお答えします。

前年度の当初が約8,100万円ぐらいになっておりましたけど、4年度におきましては9,900万円を計上しております。

以上です。

○田中委員 3月補正だったか人間ドックのこの金額、補正で増やされましたけれども、令和2年度、令和3年度はコロナの関係もあるので、令和2年度が人間ドックのこれまでの受診者でしたか。で、令和3年度はそのほか、たしか関係の世帯に受診券を郵送で送ったということで、それで、金額的に増えたということで、これが令和3年度の実績に基づいて大体これぐらいの、1億円ぐらいの金額を出されていると思うんですが、これで受診者の人数でいくと何人ぐらいになるんですか。

○柳保険年金課長 全体というより、令和2年度の1月末で1,032名の受診がありまして、令和3年度におきましては1,325名の受診者がありまして、3割増しというふうに考えておりますので、令和3年度の予算を増やしたということになっております。

○田中委員 分かりました。引き続き人間ドックであれば結構だと思いますので、進めてください。

それで、最後に予備費の関係で財源不足は基金繰入金ということで対応したいということで、今年度、先ほど説明がありましたけど、2億円、予算参考資料でいけば432ページに取崩額という形で出ておりますが、だから今後はこういう形で、基金繰入金に若干の金額を積み上げとって、それで基金繰入金ですから、繰り入れる必要がなければ最終的にこれは3月か何かで減額して基金繰入金をゼロにすればいい話なので、そういうような国保の会計運営というのか、そういう形で今後やっていくという、そういう理解でいいわけですか。

○柳保険年金課長 今、田中委員がおっしゃったとおり、歳入歳出の過不足分については、基金繰入金で賄って、3月補正のときにまた繰り入れる必要がなければ、落としていくという形になっていくと思います。

○田中委員 議案の出る順序からいって、議案番号からいって、この後、保険料率の条例の審査がありますから、多分これには、この後審査する保険料率の条例改正の結果、収入が増えます。それは、これには反映されているのでしょうか、いないのでしょうか。

○柳保険年金課長 こちらに計上させてありますのは、反映させている状態での金額になっております。

○田中委員 そうですか。だから、まだ条例を審議してないけれども、それがここに反映されているということですね。これは、結局、どうしてそういうふうになったのですか。普通だったら一緒に出されるのであれば、これ国保の分はたしか追加で出てきた分です。追加で出てくるんだったら、普通は反映されてないのかなと思うんですが。料率の改定は運営協議会がその前にあるわけだから、それに基づいてやるということですけども、本来は、それはやらない話じゃないですか。補正でむしろ対応する話だと思うんですが。

○入江生活環境部長 今、田中委員の御質問は、議案第40号に関する御質問だと思います。

議案第40号については追加で御審議をお願いしたところですが、運営協議会では、もう国のほうは上げる方向でというのは、随分前から御説明があったところですが、通達が遅れた関係で40号を追加議案とさせていただいておりますが、そもそも去年の11月ぐらいから限度額の引上げについては御説明があったことから、今回の特別会計の議案については、最高限度額の引上げを加味した上で予算計上をさせていただいております。

以上でございます。

○田中委員 国保の運営協議会でそういう手続は踏んでおるとはいえ、議会が議決もしていないのに、それを予算にあらかじめ組むというのは、ちょっといささか議案の提出の在り方として問題があるんじゃないかということだけ、意見として申し上げておきます。

○牛見委員長 ほかにございませんか。

○和田委員 予算参考資料の430ページの特健康診査等事業費なんですが、拡充のところで、一番最後のとこなんですが、先ほど出ました電話勧奨による受診者ということでの増加ということで、ちょっと勘違いしていたらすみません。

例えば、個人情報収集して、そこから電話をかけていくといったときに、この特定健康診査に活用するために電話番号を収集してかけるんだったら分かるんですが、ほかのところでも得た電話番号情報をここに活用するということは、これはもう問題ないということではないですか。

○柳保険年金課長 その辺はちょっとまた検討させていただきます。すみません。

○金澤生活環境部次長 今、委員お尋ねの電話番号の情報につきましては、保険年金課で所有しております国民健康保険事業、この諸手続等で、申請書類であったりとか、そういった関連で入手している情報を活用するということであって、他業務で知り得た情報を流用するという事ではないです。

だから、あくまでも国民健康保険事業に係る業務の範囲内で収集した情報を活用して、この電話勧奨をするということでございます。

○牛見委員長 ほかにございませんか。

○藤村委員 すみません、ちょっと細かいことというか、1点だけなんですけど、431ページの(3)のヘルスアップ事業、新規の人工透析患者を増やさないため、糖尿病性腎症の疑いのある被保険者に対しということが書いてあるんですが、これはどういうふうというか、そういう患者さんというか、病院に行って自分がそういう疑いがあるという診断を受けて、その方に対してということですよ。

○柳保険年金課長 こちらのほうは、私どものほうで把握しております今の特定健診の結果であったり、レセプトデータとか、そういうのから糖尿病性腎症の疑いがある方を選び出して、その中で個人面談とかして、指導を行っていくという形になります。

○藤村委員 それは、市が把握しているそういった対象の方に対して個別に御連絡をして、栄養相談とか、看護師さんの面談を受けますかということですか。

○柳保険年金課長 そういうことになります。

○藤村委員 満遍なくというか、全員そうですか。その特定健診をされた方でちょっと疑いのある方全員にそういった同じように……。

○柳保険年金課長 全員というか、基準がありまして、そちらのほうで抽出した中で、希望者という形になります。

○藤村委員 すみません、細かいことを何回も。それは面談をして、例えば、その希望者がいらっしゃって、会って面談をして、何度も定期的に指導されたりとかされるんですか。

○柳保険年金課長 すみません、ちょっとそこまで詳しいところまで資料を持ち合わせてなかったんで、申し訳ありません。

○藤村委員 大変ありがたいというか、自分ではなかなかどういうふうこれから栄養を取っていったらいいとか、生活改善をしたらいいとかいうのは分からないので、そういった方の御指導があるとすごく心強いなとは思っているので、ちょっとまた詳しいことを教えてください。ありがとうございます。

○牛見委員長 ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○牛見委員長 ないようですので、次に、議案第24号令和4年度防府市と場事業特別会計予算について、執行部の補足説明を求めます。

○金澤生活環境部次長 令和4年度防府市と場事業特別会計予算について、その主なものを予算参考資料により御説明申し上げます。

参考資料の435ページからでございます。

と畜場は、市民の食生活の向上及び食肉衛生の管理を図ることを目的として設置しております。

436ページをお願いいたします。

と場事業費でございますが、衛生管理責任者報酬、各種委託料など、施設を維持管理するための経費を予算計上しております。

次のページ、437ページの公債費でございますが、令和2年度に実施いたしましたHACCP対応工事のために借りました市債の償還元金及び償還利子を計上しております。

説明のほうは以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○牛見委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

○田中委員 歳入について格段の御説明がありませんでしたが、参考資料の435ページ、これを見ると、事業収入が令和3年度は451万6,000円だけれども、4年度は902万円になっていると。それに伴って繰入金が1,157万円が766万円という形で、事業収入が増えたほど繰入金が減るということですが、これはと場の使用料について、これは利用団体、利用企業の方といろいろ協議もして、市の負担が減るよという形でこのと場事業を継続すると、そういう形で段階的にこのと場使用料について引き上げていくということで、3年度よりも4年度が事業収入が増えたという形になっておるわけですが、これ4年度というのは、段階的にどの段階になるのか、ちょっとその辺の中身について少し詳しい説明をお願いします。

○原田生活安全課長 お答えします。

今、委員がおっしゃったように、今回のHACCPに伴って使用料の改定をしております。令和4年度につきましては、今までは1万3,860円であったものが2万7,720円と、ほぼ倍増しております。今度翌年、令和5年度になりますけど、最終的には4万1,580円ということで、3段階で使用料を上げていくということにしております。

以上でございます。

○田中委員 だから、3年度に少し上げ、4年度に少し上げ、5年度で市の負担がもう少なくなると、ほとんどないということはないと思いますが、というような形の、だから2年目ということになるわけですか。分かりました。

○牛見委員長 ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○牛見委員長 ないようですので、次に、議案第26号令和4年度防府市交通災害共済事業特別会計予算について、執行部の補足説明を求めます。

○金澤生活環境部次長 令和4年度防府市交通災害共済事業特別会計予算について、その主なものを予算参考資料により御説明申し上げます。

442ページからでございます。

本事業は、市民の交通事故に関し、相互救済制度により、市民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とするものでございます。

443ページをお願いいたします。

共済事業費では、加入促進のパンフレット等の作成費、加入の取りまとめをしていただいた自治会への謝礼金、交通災害に遭われた方への見舞金を計上しております。

なお、必要経費の財源につきましては、共済会費及び繰越金等で賄っております。

説明については以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○牛見委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○牛見委員長 ないようですので、次に、議案第28号令和4年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算について、執行部の補足説明を求めます。

○金澤生活環境部次長 令和4年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算について、その主なものを予算参考資料により御説明申し上げます。

参考資料の464ページからでございます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者及び65歳以上で一定の障害がある人を被保険者とする制度でございます。

保険者である山口県後期高齢者医療広域連合が、医療費の給付や保険料率の決定・賦課を行い、市は申請受付業務と保険料徴収業務を行います。

468ページをお願いいたします。

後期高齢者医療広域連合納付金でございます。徴収した保険料や山口県後期高齢者医療広域連合の運営に係る事務費等のほか、保険基盤安定負担金として保険料の軽減分などを広域連合に納付いたします。

469ページをお願いいたします。

保健事業費でございます。新たな取組として、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を行うため、事業全体のコーディネートや企画調整・分析を行う医療専門職を新たに

配置し、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施してまいります。

説明については以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○牛見委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

○田中委員 今、説明がありました469ページ、これまでは3款の保健事業費、これそのものがなくて、新たに令和4年度から保健事業費ということで、この2つを加えるような形で出ております。

これまでの私の理解が間違ってたのかもしれませんが、後期高齢者については、基本的にお金を集めるような形の事務だけで、市が単独で、これその他財源ということになってますが、市が単独で何か、これ一般財源でないから、そういった後期高齢者医療連合から入るお金なのかもしれません、ちょっとその辺の財政的な説明と、それからどういう経緯でこういうものが入ってくるのか。これまでは、後期高齢者についてはこういった保健事業的なものは、国保と違って一切なかったんですが、ちょっともう少し詳しい説明をいただかないと分かりませんので、お願いします。

○柳保険年金課長 御質問にお答えします。

まず、財政的な面でございますけれど、今、田中委員がおっしゃったように、これは広域連合からの委託事業という形でやるようになります。

どういった経緯でやるということになったのかということにつきましては、この後期高齢者の健康につきましては、これまで国保等から、年齢到達により後期高齢になった場合、保健指導などの保健事業が継続されてこなかったこともあり、本人の特性の状況に応じた切れ目のない支援というのをするために、今回、保健事業と介護予防の地域支援事業などを一体的に実施することにより、健康寿命の延伸を図るということで、この一体的事業をするようになっております。

以上です。

○田中委員 それで、私ちょっとどういうことかなと思って、県の広域連合のホームページを見たら、2月段階で広域連合の懇話会だったかな、それで資料が出ているんですが、これで見ると、令和4年度に県下一斉にということではなくて、段階的に県内をやるような形で、令和2年度に1市町、令和3年度に6市町で、全部で7市町が実施したと。だから、今現在は7市町で、令和4年度で4市町、これに防府市も入る形で、さらに令和5年度で4市町という形で、15市町が入る。こういう形で段階的にするような形なんですけど、一度に全県的に同じ事業をやるというのが難しいから、こういう形で広域連合が段階的に事業を進められてるのかなと思うんですが、先ほど、専門職を配置するというような感じのことを少し言われましたかね。予算的には、これで見ると限り人件費的なものが全然見えないんですが、事業費の内訳、ちょっと

その辺について説明をお願いしたいと思います。

○柳保険年金課長 お答えします。

確かに469ページの保健事業の中では、これ一体的実施の消耗品とか、委託料とか役務費とか、そういうものを載せておりますけど、実際には、人の配置としては正職の保健師1名、会計年度任用職員1名、これを専門的な方という形で、中心にこの事業を進めていただくことになります。

それにつきましては、466ページで、総務管理費の中にこの正職の職員1名増が入っております。下の総務管理費の中に会計年度任用職員の人件費が入っております。

以上でございます。

○田中委員 分かりました。ぜひ、そういったことは最初から説明いただければと思うんですけども、今後はよろしく願います。

それで、最後の質問になりますが、令和4年度・5年度が新しい保険料率の算定になるわけです。後期高齢者は2年ごとで、2年・3年が同じ料率でしたけれども、今度の4年・5年は料率はどうなるのか。それから、いわゆる限度額です。これは引き上げられるのかどうか、この辺についてお答え願います。

○柳保険年金課長 後期高齢の保険料改定がこのたび行われて、令和4年度から2年間の保険料率ということで発表されております。

その中で、所得割と均等割でこれ保険料をはじくわけですけど、所得割につきましては、現在が10.48%を10.34%で、0.14%下げると。均等割につきましては、5万3,847円から5万3,417円になって、430円下げるという形になっております。

もう一つ、賦課限度額につきましては、令和4年度から64万円から66万円、2万円増という形になっております。

以上でございます。

○田中委員 後期高齢者医療広域連合の資料を見ると、12年ぶりの引下げというふうに書いてあります。料と率、両方とも下がったのは今回が初めてということで、コロナの関係でいろいろと医療関係は大変ですが、医療費そのものは下がってるというようなことが広域連合の書類などには書いてあって、これまでのそういう形で積み上がった分を吐き出す形で、今回、後期高齢者については医療費が下がるということはいいことで、国保がどうしてそうできないのか不思議に思うわけですけども、結構な話ではあると思います。

ただ、限度額が上げられるというのは、現役並みのかなり高額の年金収入がある方ということにはなるでしょうけれども、その辺については国保関係と連動するものということだろうと思います。

それで、もう一つ尋ねることがありました。いわゆる国のほうで決着した1割負担が2割負担になる人がおります。これについて、防府市では大体どれぐらいの人数の方が該当するのか、ちょっとこの辺の数を教えてください。

○柳保険年金課長 窓口2割負担の影響でございますけど、昨年11月の数字になりますけど、被保険者1万8,576人のうち、2割負担になる者は約2割になりますけど、3,800人を見込んでおります。

○牛見委員長 ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○牛見委員長 ないようですので、4議案を一括して委員間討議を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○牛見委員長 ないようですので、委員間討議を終結し、一括して討論を求めます。

○田中委員 提案されております4議案のうち23号の国民健康保険事業特別会計、それから28号の後期高齢者医療事業特別会計については、反対の態度を表明します。

24号、26号については賛成です。特に問題がないと判断し、賛成します。

23号の国民健康保険については、これまでも一般会計からの繰入れ、あるいはこれは12月の一般質問でも申し上げましたけれども、国保会計が平均してずっと黒字会計でこの10年間来ていると。その分を引き下げれば、4人家族では年間1万円近く国保料が引き下げられると。そういうことをぜひやるべきであって、ちょっとこの会計は認めがたいということを上げます。

それから、議案第28号の後期高齢者については、保険料率が広域連合の御努力にもよって、料率が12年ぶりに引き下げられるということではありますが、限度額については2万円上げられるということ、そして、約2割の方が1割負担が2割負担ということ、これは国会で決められた話でありますけれども、そういったことに基づく予算であるということから、これについても反対をいたします。

これまでもう一つ、広域連合の議会に防府市から代表がいないと、代表のいない中でお金だけ取られるのはおかしいと申しあげましたけれども、昨日、広域連合の議員を確認したら、上田議長が入っておいりましたので、代表がいらないということではないみたいでありますのでそのことは申しあげませんが、以上のような理由で23号と28号については反対をいたします。

○牛見委員長 ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○牛見委員長 討論を終結して、お諮りします。ただいま議題となっております4議案については反対の意見もありますので、挙手による採決といたします。

初めに、議案第23号についてお諮ります。議案第23号について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○牛見委員長 挙手多数でございます。よって、議案第23号については原案のとおり承認されました。

次に、議案第28号についてお諮りします。議案第28号について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○牛見委員長 挙手多数でございます。よって、議案第28号については原案のとおり承認されました。

次に、議案第24号及び議案第26号についてお諮りします。ただいま議題となっております2議案につきましては、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○牛見委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第24号及び議案第26号の2議案については、原案のとおり全員一致で承認されました。

議案第40号 防府市国民健康保険条例中改正について

○牛見委員長 続きまして、議案第40号防府市国民健康保険条例中改正について、議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○金澤生活環境部次長 私からは、議案第40号防府市国民健康保険条例中改正について御説明申し上げます。

追加送付しております議案書のほうになるんですけれども、議案書の1ページを御覧ください。

議案第40号防府市国民健康保険条例中改正についてになります。

このたびの条例改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和4年4月1日から施行されることに伴い、本市条例につきましても所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、国民健康保険料の賦課限度額を引き上げ、令和4年度以降の保険料に適用しようとするものでございます。

賦課限度額につきましては、国民健康保険法施行令により限度額が定められており、その範囲内で市が条例で定めるとされております。

このたび、施行令で定める賦課限度額が引き上げられたことから、改正の趣旨にのっとり、

本市においても同額に引き上げ、施行時期についても合わせた改正を行うものです。

3 ページになります。

防府市国民健康保険条例新旧対照表を御覧ください。

国民健康保険料は、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の3種類で構成されておりますが、このうち基礎賦課額と後期高齢者支援金等賦課額の限度額について、改正を行うものです。

基礎賦課限度額については、現行の63万円から2万円引き上げて65万円に、後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額については、現行の19万円から1万円引き上げて20万円に、それぞれ引き上げます。

なお、介護納付金賦課額の賦課限度額につきましては、このたびの改正はございません。

よって、賦課限度額の合計額で申し上げますと、99万円から102万円に3万円の引上げとなります。

施行期日につきましては、2ページにお示ししておりますとおり、令和4年4月1日からとするものでございます。

説明については以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○牛見委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

○田中委員 この賦課限度額引上げに伴う影響というのか、それについては、基礎賦課額それから後期高齢者支援等賦課額、それぞれ何人ぐらいで、それによる影響額というのがどれぐらいになるのか、お教え願いたいと思います。

○柳保険年金課長 お答えします。

改正で影響を受ける世帯になりますけど、基礎賦課額としては164世帯で、改正で影響を受ける金額は315万円、後期高齢者支援等賦課額につきましては69世帯で、影響を受ける金額は65万円となっております。

以上でございます。

○田中委員 両方合わせても380万円ぐらいの金額で、国保の全体の金額からいけば、もうほんの微々たるもんという形にしかないわけで、影響世帯も少ないわけですけども、そういうことであれば、あえてこれを上げる必要があるのかどうかというような気もしますが、この辺についての考え方はどうでしょうか。

○柳保険年金課長 お答えします。

賦課限度額につきましては、これまでも改正政令にのっとり市条例の賦課限度額を引き上げてきており、今回も引き上げたいと考えております。

○牛見委員長 ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○牛見委員長 ないようですので、質疑を終結し、委員間討議を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○牛見委員長 ないようですので、委員間討議を終結し、討論を求めます。

○田中委員 今回の改正というのは、国保の世帯の中では高額な年金受給者ということにはなりますが、しかし、もともとそんなに、年金生活者ですから、高いものではないと思います。

その中で、さらにこれだけ引き上げるというのも問題があるということで、この条例改正については反対をいたします。

○牛見委員長 ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○牛見委員長 討論を終結して、お諮りします。本案については反対の意見もありますので、挙手による採決といたします。

議案第40号について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○牛見委員長 挙手多数でございます。よって、議案第40号については原案のとおり承認されました。

ここで、執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時03分 再開

議案第27号 令和4年度防府市介護保険事業特別会計予算

○牛見委員長 休憩を閉じて会議を再開します。

議案第27号令和4年度防府市介護保険事業特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○永松健康福祉部次長 健康福祉部でございます。令和4年度防府市介護保険事業特別会計予算につきまして、その主なものを御説明いたします。

予算参考資料の445ページをお願いいたします。

令和4年度は第8期防府市介護保険事業計画の2年目であり、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自分らしい生活が送れるよう、思いやりと支え合いによる幸せの提供ができる地域社会を目指し、高齢者の自立支援、介護予防、重度化防止に向けた取組の重点的な実施と、地域包括ケアシステムの構築に向けた保険者機能の強化を重点施策として、様々な事業を実施してまいります。

初めに、保険事業勘定の概要について御説明いたします。

歳入歳出の予算規模は合計117億7,300万円となっており、前年度と比較すると金額にして1億3,076万1,000円の増額、率にして約1.1%の増加となっております。

それでは、保険事業勘定の歳出から、その主なものを御説明いたします。

448ページをお願いいたします。

下段の介護認定審査会費につきましては、要介護認定の新規や更新申請に伴う介護認定審査会及び認定調査に係る費用です。ウェブでの介護認定審査会を開催して、デジタル化、ペーパーレス化を図るため、タブレット端末を導入してウェブ会議の環境を整備します。

なお、前年度は訪問調査用車両更新のため備品購入費の計上がありましたことから、全体では前年度に比べて減額となっております。

450ページをお願いいたします。

介護サービス等諸費は、地域密着型介護サービス給付費や施設介護サービス給付費の増を見込み、前年度より増額となっております。

451ページをお願いいたします。

介護予防サービス等諸費は要支援者の通所リハビリテーション、訪問看護や、福祉用具貸与などに係る給付費を計上しております。

次に、452ページをお願いいたします。

下段の高額介護サービス等費は年々増加傾向にありますことから、増額計上いたしております。

455ページをお願いいたします。

介護予防・日常生活支援総合事業費です。(1)の介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援者及び総合事業対象者に対し訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービスを実施するものでございます。特に、要支援者など比較的、軽介護度の高齢者が、機能回復訓練や生活指導により元の生活を取り戻せるよう、作業療法士や理学療法士などの専門職の指導による短期集中介護予防サービスを推進いたします。

(2)の一般介護予防事業費では、住民が主体となって実施する介護予防教室、生活支援をする活動や、事業所等が実施する介護予防教室などに対して補助いたします。

④の地域リハビリテーション活動事業では、ケアマネジャーのアセスメントに当たり、より適切な目標設定のため、作業療法士や理学療法士を派遣いたします。

457ページをお願いいたします。

下段からの包括的支援事業・任意事業費につきましては、地域包括支援センターの運営、認知症総合支援、介護給付費等適正化、自立生活支援などのための費用です。

その中から主なものを御説明いたします。

(1) 包括的支援事業費につきましては、③の地域包括支援センター運営事業では、5か所の地域包括支援センターの適切な運営により引き続き高齢者の相談への対応、介護予防等を推進いたします。

⑥の認知症総合支援事業では、8か所の認知症カフェを設置し、認知症の御本人とその御家族の心のケアに努めます。

⑦の地域ケア会議推進事業では、自立支援型地域ケア会議などを活用して高齢者の自立支援を促すため、各地域包括支援センターに自立支援コーディネーターを配置いたします。

458ページをお願いいたします。

前ページ、(2)の任意事業費の続きとなりますが、②の介護給付費等適正化事業では、利用者の自立支援につながる適切なケアプランとなるよう、居宅介護支援事業所のケアマネジャーが作成したケアプランの点検を行います。

⑤の地域自立生活支援事業では、ひとり暮らしの高齢者などの緊急時に備え、緊急通報装置の周知に努め、設置を促進いたします。

459ページをお願いいたします。

保健福祉事業費につきましては、65歳以上の全ての高齢者を対象として、要介護状態となることを予防するため介護の専門職の指導の下で実施する元気アップクラブの運営経費の一部を補助します。

また、在宅の寝たきりの高齢者などに紙おむつを給付いたします。なお、紙おむつ給付につきまして、家族介護継続支援事業と表記しておりますが、正しくは在宅介護継続支援事業となります。おわびし、訂正申し上げます。

歳出については以上とさせていただきます、次に歳入について御説明いたします。

ページ、戻りますが、445ページをお願いいたします。

中ほどからの枠囲みになりますが、3、国庫支出金、4、支払基金交付金、5、県支出金につきましては、保険給付費、地域支援事業費に係る増減はありますが、全体では増額となっております。

446ページをお願いいたします。

7、繰入金につきましては、介護給付費や地域支援事業費の市の法定負担分、介護保険事業に係る事務費、低所得者の保険料軽減に係る負担分の一般会計繰入金と、介護給付費準備基金繰入金、介護サービス事業勘定繰入金でございます。

繰入金全体で見ますと、介護給付費に対する繰入金の増などにより増額となっております。

保険事業勘定につきましては、以上となります。

続きまして、462ページをお願いいたします。

サービス事業勘定について御説明いたします。

歳入につきましては、市直営の地域包括支援センターが担当する野島地区の要支援者の方の介護予防サービス計画収入を、また、歳出につきましては、計画作成委託料などを計上いたしております。

サービス事業勘定につきましては、以上でございます。

最後に、債務負担行為について御説明いたします。

今度は予算書になります。予算書の684ページをお願いいたします。

上段の地域包括支援センター業務委託につきましては、市内に5か所ある地域包括支援センターのうち、市直営を除いた4か所の地域包括支援センターの令和5年度までの業務委託料でございます。

中段の緊急通報体制整備事業につきましては、防府市高齢者等緊急通報体制整備事業の令和7年度までの業務委託料でございます。

下段の認知症カフェ業務委託につきましては、市内に8か所設置予定の認知症カフェの令和4年度から6年度までの業務委託料でございます。

防府市介護保険事業特別会計予算は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○牛見委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

○和田委員 参考資料の448ページなのですが、拡充のところで、タブレット端末導入というふうにあります。ここで介護認定審査会にタブレット端末を導入して、ウェブ会議を開催するとありますが、事業の内訳のこの報酬のところで、介護認定審査会委員等で48名となっていますが、この会議の出席者数はどのぐらいなんですか。

○吉武高齢福祉課長 お答えいたします。

合議体というものが12ございまして、各4名の委員がおりまして、それで48名でございます。等につきましては、これは事務局用ということで1台プラスで49台というふうに考えております。

以上でございます。

○和田委員 49台で、ちょっと勘違いだったらごめんなさい、その49台で各委員会ごとに分かれて会議をするような感じなんですか。1回のウェブ会議で使われるタブレットは、最大何台を何人が使うんですか。

○吉武高齢福祉課長 年間に、全てで200回ぐらいこの合議体をやっております。簡単に申しますと、大体17回ぐらい、1つの合議体でされているということになりますので、もう委

員の方にそのままお貸しするという形になります。

○和田委員 1つの会議の中で最大使われるその台数というのは何台ぐらいなんですか。

○吉武高齢福祉課長 1つの合議体で4名の委員さんと、あと事務局側で5人で、同じ日に2つの合議体、場合によっては3つの合議体、通常2つぐらいなんですけど、することがございますので、1日に大体やっぱり10台ぐらいの使用になろうかと思っております。

○和田委員 ちょっと私はあまり詳しくはないんですが、このウェブ会議で、タブレット端末を導入しながらやっていく会議というのは、10人というのは割とスムーズに会議ができるんですか。

○吉武高齢福祉課長 このあたりは、タブレットの使用というものに、慣れというのがやっぱり必要かというふうに考えております。

ただ、簡単に申しますと、タブレットは今まで紙の資料をお送りしていたその代わりと、あと、通信で皆さんZoomとかでお使いになっている、その通信を併せ持った機能としてお持ちいただいてやるということになりますので、そのあたりは若干、当然委員さんの慣れというのは必要だというふうには考えておりますが、慣れてくれば問題なく進むものだろうというふうに考えております。

○和田委員 最後に、このペーパーレス化を図ると書いてありますが、今の段階でタブレットを導入した場合に、どのぐらいのペーパーレス化を図れるというふうにお思いでしょうか。

○吉武高齢福祉課長 これはざっくりでございますが、現在、年間にA4の紙で約9万枚の紙を使っております。当然、年によって、申請者数によって変わってはくるんですが、最低でも6万枚、多いときは9万枚。この紙を使うことと、当然これをコピーするもの、代金、それから当然作業時間もございますし、それだけ見てもなかなか個人が特定できるようにはなっておりませんが、かなりシビアな情報でございますので、廃棄に係る作業というのにもかかってまいります。そういったものが削減できるということで効果があるというふうに考えております。

以上です。

○吉村委員 タブレットに関してペーパーレスとありましたが、ほかに業務の負担の軽減や感染症対策でという意味も含めて、タブレットを導入されるんですか。

○吉武高齢福祉課長 おっしゃるとおりでございます。感染症対策もございますし、先ほど言いましたように月に1回とか2回とか、どちらかの会議室に集まっていただくということもなく、また、これは我々のほうのことかもしれませんが、それに対する費用弁償というものも必要なくなるということから、いろんな意味でタブレットを導入することは効果があるというふうに考えております。

以上です。

○牛見委員長 ほかにございませんか。

○田中委員 最初に、457ページの認知症カフェですが、8か所予定しているというふうな言い方だったと思うんですが、今、令和3年度が何か所で、新たに増えるところがどこの地域になるのか、お答え願えればと思います。

○野島高齢福祉課主幹 お答えいたします。

令和3年度が今8か所あります。4年度から6年度までの委託がまた8か所、同じ数字になります。令和3年度、今まで6か所だったのを2か所増やして8か所にして、そのまま維持をして、また公募をかけまして8か所にしました。

それぞれの圏域、東西南北あるんですが、包括の圏域2か所ずつとなっております。

○田中委員 分かりました。予定と言われたんで、今、8か所ないようなふうに錯覚しました。

それで、各圏域に2つということになると、それぞれの圏域の中でバランスだとか、そういうところがどうなのかなという感じもちょっとしておりますが、4つの圏域、それぞれどこにあるのか、大ざっぱな町名ぐらいで構わないんですが、ちょっとお答え願えればと思います。

○野島高齢福祉課主幹 お答えいたします。

まず北圏域のほうです。1か所は右田にあります。それと、もう一か所が玉祖にあります。あと、東圏域のほう国衙にあります。それと今度新たに岸津のほうにできます。西圏域のほうは大道、華城にあります。あと南圏域のほうは向島と華浦にあります。

以上です。

○田中委員 これはこれでそれなりにバランスを取っているんだろーとは思いますが、例えば、私が住んでおります佐波地域は北圏域になるわけです。そうすると、右田とか玉祖というところまで行くのはちょっと大変だなと思ったり、あるいは、この中でいけば西浦だとか、中関だとかいうところもやはり今ないわけです。

そういうことの中でいけば、この8か所というのを12か所だとか、16か所だとかいうような形で順次拡大していただければ、いわゆる小学校区に1つつぐらいできるような形といますか、町なかで隣接しているようなところは、場合によったらその中間だとか、その中のかなり考えてということでもいいのかもかもしれませんが、例えば、私のおります佐波ということになると北圏域で、右田とか玉祖ということになると、なかなかちょっと足が運びにくいなという感じもしますので、この辺、将来の課題としてぜひ検討していただくように、要望ですので、また、いきなりそんなにどんと増やせるものではありませんから、毎年2ずつだとか、そういう形で時間をかけていかないと、それぞれのカフェもうまく運営できないでしょうから、ぜひその辺を要望しておきます。

それから、ページでいくと終わりのほうになります。460ページに基金積立金というのが出ております。それで、ここで見るのは積立額がどれだけかということよりも、取崩し額が1億4,600万円という形で、8期の2年目ということですから、介護保険は3年ごとの1つの期という形で、どちらかというとなんか介護の福祉のお金が増えるという傾向の中で、3年間1年目に積み立てたものを2年目、3年目でだんだん使っていくというような形で3年間の運営がされるわけですが、そういう形で1億4,600万円ということで、前年度の3年度を取崩し額は1億円ぐらいだったと思うんですが、その辺のところでは主にこれで何とか行けるというようなことの見込みだろうと思うんですが、その辺の全体的な財政運営についての感じをちょっとお答え願えればと思います。

○吉武高齢福祉課長 委員おっしゃるとおり、当準備基金につきましては、3年間の計画期間で正比例で支出が増えていくという考え方の下にその保険料を設定して、1年目とかに積み立てたお金を3年度に使うという考えの下のものでございます。

しかし、実際の運用的なところになりますと、この計画を策定するときの基金残高というものも頭に入れて、それを繰り入れるということも考えての保険料設定に、現在運用的にはなっているのも事実でございます。

委員おっしゃるとおり、このまんまの取崩し額ということになると、なかなか厳しい数字になるということになります。まず1点目としましては、前年度の余剰金は逆に繰り入れする額があるということもございまして、また、これ予算でございますので、最終的には決算をして各支出の不用額も出てまいりますので、それをもって最終的な取崩し額を決定するというところになろうと思っております。

これはあくまでもざっくりしたお話で申し訳ないんですが、今年度は計画の1年目ということもございまして、取崩しのほうが、先般補正予算で上げさせていただいて、取崩し額を令和3年度は1億2,249万6,000円という数字にさせていただいておりますが、最終的に決算をいたしましたら、実際のところはかなり取崩しも少なく済むのではないかと、現在予測しておるところでございます。場合によっては、取崩しをしなくてもいいんじゃないかとちょっと考えている、期待しているところもございまして。

ということから、この3年間は何とか、現在は残高が3億9,000万円ぐらいでございますので、それを含めまして運営はできるというふうに考えております。

以上でございます。

○田中委員 分かりました。まあ2年目ですから本来だったら取り崩さなくて、1年目に積み立て、2年目はそのまま、3年目は取り崩すというのが、先ほど言った教科書的な運営ということにはなりますが、1年目、2年目というふうに取り崩し額をしているというのは基金のゆと

りがあるから、そういう形で保険料を引き下げるということに多分努力されて、そういう運営をされているんだというふうに、そういったことで理解いたしました。

○牛見委員長 ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○牛見委員長 ないようですので、質疑を終結し、委員間討議を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○牛見委員長 ないようですので、委員間討議を終結し、討論を求めます。

○田中委員 保険料率の引下げについては、いろいろと御尽力もし、それなりの運営をされておるんだと思うんですが、昨年、介護保険条例の改正をされました。保険料を基本的に据え置かれて、高額所得者の所得区分を細分化して、所得に応じた負担を求めるような形でされたことについては評価をいたしますが、その際に、区分の線引きが、私がそのとき申し上げましたけども、非常に不適切な線引きがされて、500万円以上600万円未満の方は基本額の1.8倍が2.0倍になると。600万円から750万円未満の方はこれまでどおりの負担額のような形で、変な形のものになったということで、この条例改正には反対をいたしました。

それに基づく特別会計であるということもあり、反対をいたします。

○牛見委員長 ほかにございませんか。

討論を終結して、お諮りします。本案については反対の意見もありますので、挙手による採決といたします。

議案第27号について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○牛見委員長 挙手多数でございます。よって、議案第27号については原案のとおり承認されました。

議案第32号 防府市障害の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する条例の制定について

○牛見委員長 続きまして、議案第32号防府市障害の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○永松健康福祉部次長 それでは、議案書81ページをお願いいたします。

議案第32号防府市障害の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、防府市における障害の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進

について、障害のある人をはじめ、全ての市民が住み慣れた地域で共生し、安心して暮らせる地域づくりの実現を総合的かつ計画的に推進するため、必要な事項を定めようとするものでございます。

まず、議案書 82 ページをお願いいたします。

条例の前文において、障害者権利条約や障害者基本法に即し、障害の特性に応じたコミュニケーション手段による意思疎通を図ることにより、全ての市民が住み慣れた地域で共生し、安心して暮らせる地域づくりを実現するためこの条例を制定することを明記しております。

次に、83 ページの第1条においては、この条例の目的を、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進について基本事項を定めることにより、障害のあるなしにかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生きる地域社会を実現することとしております。

第2条においては、障害のある人や障害の特性に応じたコミュニケーション手段、また、合理的配慮など、この条例における用語の定義を定めております。

次に、84 ページの第3条においては、基本理念について、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進は、障害のある人もない人も相互にその人格と個性を尊重することを基本として行われること、そして、円滑に意思疎通を図る権利は最大限尊重されることを定めております。

次に、85 ページの第4条においては、市の責務について、基本理念に基づき施策を推進することを定めております。

第5条においては、市民の役割について、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努めることを定めております。

第6条においては、事業者の役割について、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努めること。そして、合理的配慮の提供に努めることを定めております。

次に、86 ページの第7条においては、施策の推進方針について、市は障害者計画において施策を定め、総合的かつ計画的に推進するものとし、第1号として、広く市民及び事業者に対する必要な啓発、第2号として、学校などにおける児童等がコミュニケーション手段に接する機会の提供、第3号として、コミュニケーション手段を用いた情報の発信及び情報を取得しやすい環境の整備、第4号として、災害などの非常時におけるコミュニケーション手段による情報発信などによる支援、第5号として、手話通訳者や要約筆記者など、コミュニケーションを支援する人材の確保及び育成を施策の推進方針として定めております。

次に、87 ページの第8条においては、市はコミュニケーション手段の理解及び利用の促進のため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとしております。

最後に、附則において、この条例の施行日は令和4年4月1日としております。

説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○牛見委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

○田中委員 市の担当課が関係団体といろいろと協議を進める中で、こういうふうな形の条例をつくられたということにまず敬意を表します。

ただ、当初は手話言語等に関する条例検討委員会という名前でありました。そして、我々議員のところには議案と一緒に配付されております重要な政策等の説明資料、これで見ますと宇部市が同様なコミュニケーション手段に関する条例を制定している。それから、手話言語に関する条例については、山口県をはじめ6市、下関、山口、萩、岩国、周南、山陽小野田で制定しているというふうなことが、比較検討ということで資料として示されております。

そういうことからすれば、このコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する条例という形の条例になったわけですが、あわせて手話言語に特化したというのか、手話言語に関する条例というものも必要だろうと思うんですが、この辺について、この条例を制定して、今後の何か取組方針などがありましたら、お答え願えればと思います。

○岡田障害福祉課長 手話言語の条例の制定につきましては、手話を必要とする聴覚障害者の団体の方たちと協議しながら、今後検討していくこととします。

以上になります。

○田中委員 今後というのは、具体的に令和4年度ぐらいからそういうのが始まるのか、令和4年度は新しくできたこのコミュニケーション手段の条例の普及啓発ということに集中して、令和5年度ぐらい先になるのか、その辺の考え方などがありましたら、お願いいたします。

○岡田障害福祉課長 今のところ、ちょっとまだそのあたりは、スケジュールについては決まっております。

○牛見委員長 ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○牛見委員長 ないようですので、質疑を終結し、委員間討議を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○牛見委員長 ないようですので、委員間討議を終結し、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○牛見委員長 討論を終結し、お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号については原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○牛見委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第32号については原案のとおり全

員一致で承認されました。

ここで、執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午前 11 時 41 分 休憩

(予算委員会教育民生分科会開催)

午後 4 時 21 分 再開

○牛見委員長 引き続き、教育民生委員会に戻りまして、閉会中の継続調査について御協議をお願いいたします。

前回からの懸案事項として、学校教育について、文化財保存活用について、障害者福祉について、介護保険事業について、児童福祉について、公民館について及び生涯学習についてを継続調査としておりましたが、新年度事業を含めまして新たに追加する事項などがございましたらお願いいたします。ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○牛見委員長 それでは、学校教育について、文化財保存活用について、障害者福祉について、介護保険事業について、児童福祉について、公民館について、生涯学習についてを当委員会の調査事項として閉会中も調査を継続することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○牛見委員長 御異議ないものと認めます。よって、防府市議会会議規則第 108 条に基づき、議長に申出をいたします。

これをもちまして委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

午後 4 時 27 分 閉会

防府市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

令和 4 年 3 月 15 日

防府市議会教育民生委員会委員長 牛 見 航